



訪問販売や電話勧誘販売などの契約解除には

クーリング・オフ制度を利用しましょう

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、契約書を受け取った日から8日間(いわゆるマルチ商法、内職・モニター商法は20日間)であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフの効果

- ◆支払った金額は全額返金されます。
- ◆商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。
- ◆すでに工事が行われていても、事業者の負担で元に戻してもらえます。

クーリング・オフの方法

- 必ず書面で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。
 - 発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
 - 証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録」や「簡易書留」の受領書と一緒に大切に保管しましょう。
 - クレジット契約している場合には、クレジット会社へ書面を送りましょう。
- ※内容証明郵便で出す方法もあります。

【はがき記入例】

郵便はがき

〒□□□□□□

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表者様

契約解除通知書

契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

書面受領日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇株式会社

担当者 〇〇氏

住所 平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名

右記日付の契約は解除します。
なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

あきらめないで

事業者のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合は、期間が過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。あきらめないで相談してください。

クーリング・オフできない取引

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合など不意打ち性のない取引、3千円に満たない現金での買い物、化粧品・健康食品など消耗品の消費した部分、自動車・自動車リース、葬儀サービスなど。

過量販売（訪問販売に限る）

平成21年12月1日以降、訪問販売で、通常では到底必要とは考えられない過剰な量の商品の購入等をさせられた場合、契約後1年間は契約の解除ができる制度ができました。

困ったときはご相談ください。

